

IP網への移行の段階を踏まえた 接続制度の在り方

(I P 網へ移行後の音声接続料の在り方)

ヒアリングご説明資料

2020年5月19日
ソフトバンク株式会社

IP網へ移行後の音声接続料の在り方

(1) IP網へ移行後の接続料規制

着信接続料規制による対称規制の導入

(2) 接続料規制の対象範囲や算定方式

- ① 着信接続料規制を導入する場合の適用対象
- ② メタルIP電話とひかり電話に係る接続料

IP網へ移行後の音声接続料の在り方

(1) IP網へ移行後の接続料規制

着信接続料規制による対称規制の導入

(2) 接続料規制の対象範囲や算定方式

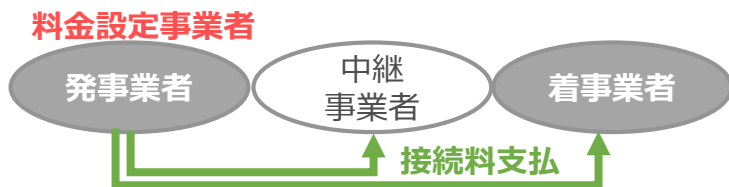
- ① 着信接続料規制を導入する場合の適用対象
- ② メタルIP電話とひかり電話に係る接続料

(1) 着信接続料規制による対称規制の導入

IP移行（直接接続への移行促進）と着信ボトルネック議論の因果関係無し

【現状】

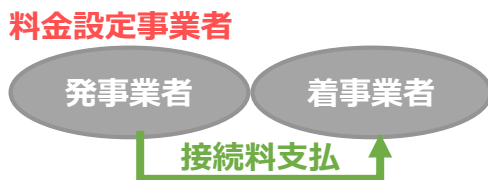
接続形態A（例:固定事業者間の接続等）



接続形態B（例:00XY、0AB0接続等）



接続形態C（例:モバイル事業者間の接続等）



【IP移行後】

料金設定事業者



料金設定事業者



料金設定事業者



接続料の精算関係含め、発着事業者間の関係性に变化無し
 （一部の接続形態が変わるのみ）

(1) 着信接続料規制による対称規制の導入

対称規制は、従来の料金設定の考え※からの大きな変更
(※「非対称規制」や「コストベース」の考え方等)

事業影響も甚大であり、導入ありきで議論を進めるべきでない

【事前に検討が必要な項目】

1. 現行の規制制度の課題、制度見直しを検討する場合の目的
2. 課題の解決として、対応のオプション
(着信接続料の「対称規制」が適切か)
3. ヒアリングの対象範囲 (幅広い意見を聞く必要有り)

(1) 着信接続料規制による対称規制の導入

対称規制導入は想定される課題が大きく、反対の立場

- 1. 過去の制度議論との整合** ※6,7ページでご説明
 - ✓ EUとの市場画定の単位や市場支配力の相違
(従来より、着信市場という市場画定はしておらず、平成21年度の情報通信審議会答申も踏まえ、議論要)
- 2. コスト回収方法 (コスト回収漏れの発生)** ※8ページでご説明
 - ✓ 着信接続料で回収不可となるコストの扱い
 - ✓ 加えて、双方向接続でない呼 (00XY、0AB0等) や発着事業者双方が料金設定を有していない呼 (国際呼等) のコストの扱い
- 3. 導入による競争に与える影響** ※12ページでご説明
 - ✓ (導入範囲により) 特定事業者に利益・不利益を与える懸念
- 4. 算定検討にかかる小規模事業者への影響 (規制コスト等)**
 - ✓ 現規制対象事業者以外も対象とした場合の規制コスト等
- 5. 双方向トラフィックの非対称性**
 - ✓ 顧客特性 (法人・個人等) の違いによる発着呼のトラフィック比率差が存在する可能性

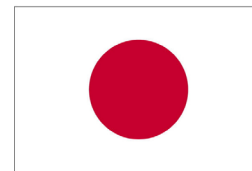
欧州と日本では、着信市場や市場支配力に対する考え方の違いから、異なる仕組みが導入されている

導入されている仕組み



着信ボトルネック規制

個々の通信事業者について、当該事業者の着信市場にそれぞれ市場支配力を認め、個々の通信事業者をSMP事業者に指定




指定設備制度による規制

設備シェアが一定の割合を超える電気通信設備を、他の電気通信事業者との適正かつ円滑な接続を確保すべきものとして総務大臣が指定/
着信市場という市場画定無し

「着信ボトルネック」規制の考え方を導入する場合には、個々の事業者のネットワークごとに市場（着信呼市場）を画定する考え方の適否について検討が必要になるとともに、我が国とEUでは、そもそも市場画定の単位や市場支配力の認定方法等が異なるため、我が国の指定電気通信設備制度の体系との整合性を図ること等も必要となることから、「着信ボトルネック規制」については、これらの点について更に検討を深めた上で、その導入の適否を判断することが必要と考えられる。

電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について答申（平成21年10月16日）

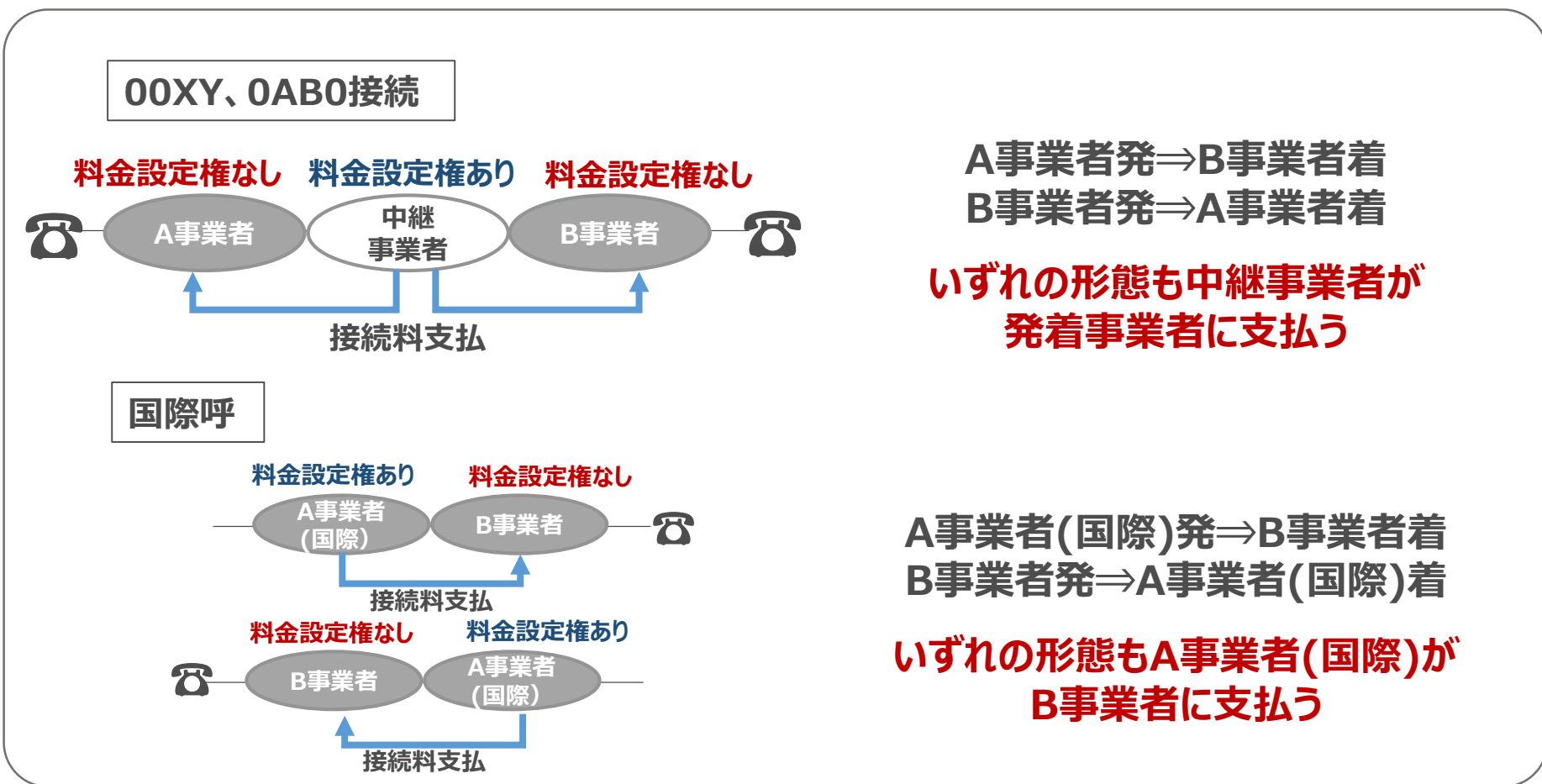


「着信ボトルネック規制」導入の適否については、市場画定の在り方や指定電気通信設備制度の体系との整合を図ること等が必要とされ、その後は議論されていない認識

コスト回収方法（コスト回収漏れの発生）

対称規制化により回収不可となるコストが発生
（発信ユーザからの追加回収は現実的に困難）

加えて、料金設定権を持たない形態（下図）のコスト回収はより困難



IP網へ移行後の音声接続料の在り方

(1) IP網へ移行後の接続料規制

着信接続料規制による対称規制の導入

(2) 接続料規制の対象範囲や算定方式

- ① 着信接続料規制を導入する場合の適用対象
- ② メタルIP電話とひかり電話に係る接続料

固定通信

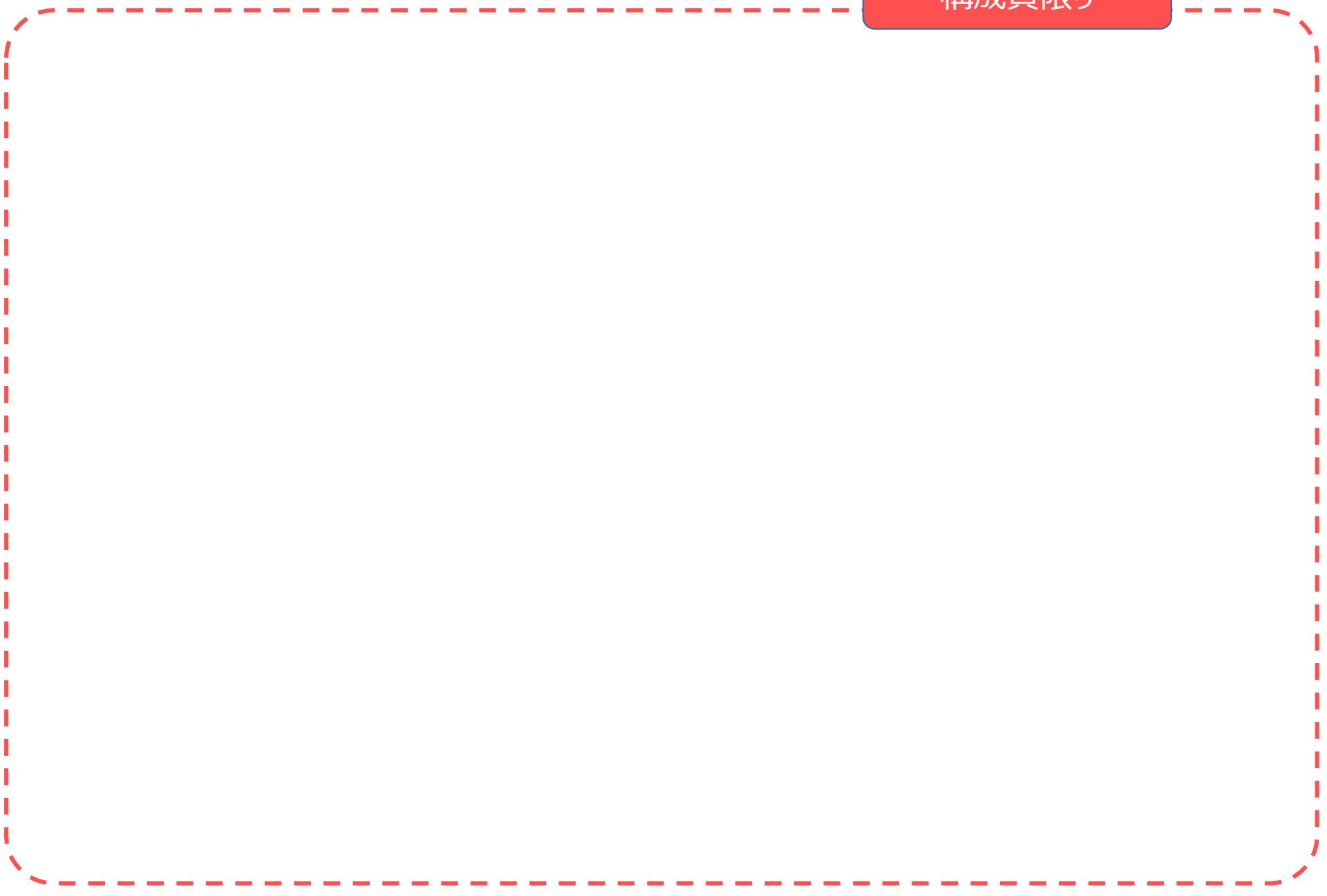
多くの固定系事業者はNTT接続料よりも高い料金は設定していない（アンバランスな料金設定はない）認識であり、ボトルネック設備を有するNTT東西殿以外を適用対象とする必要は薄い

携帯通信

携帯音声に関しては下記理由により着信接続料規制（対称規制）を拡大導入することは適切ではない（詳細はp11～12参照）

- ① 二種指定事業者で統一した算定ルールが適用されている
- ② 基地局設備がコストの大部分を占め、固定網とはコスト構造が大きく異なる（IP化以降も変わらず）
- ③ 対称規制（同一水準適用）はシェアの大きな事業者に有利に働く
- ④ 保有周波数や割当時期等の違いにより各社コストに大きな違いが生じうる

構成員限り

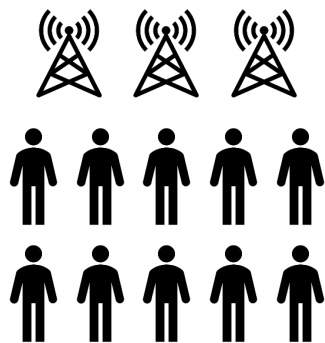


基地局整備状況などによるコスト差について

事業規模（契約者数）、保有周波数、割り当て時期や
各社サービスポリシーなど様々な要素によって、
事業者間のネットワークコストに大きな差が生じ得る
(接続料に反映される)

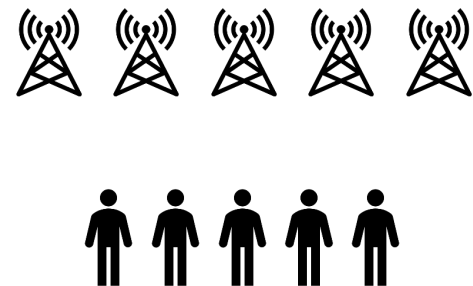
【契約者数と基地局数の相違（イメージ）】

【A社】



基地局数は少なく、加入者数が多い
(相対比較)

【B社】

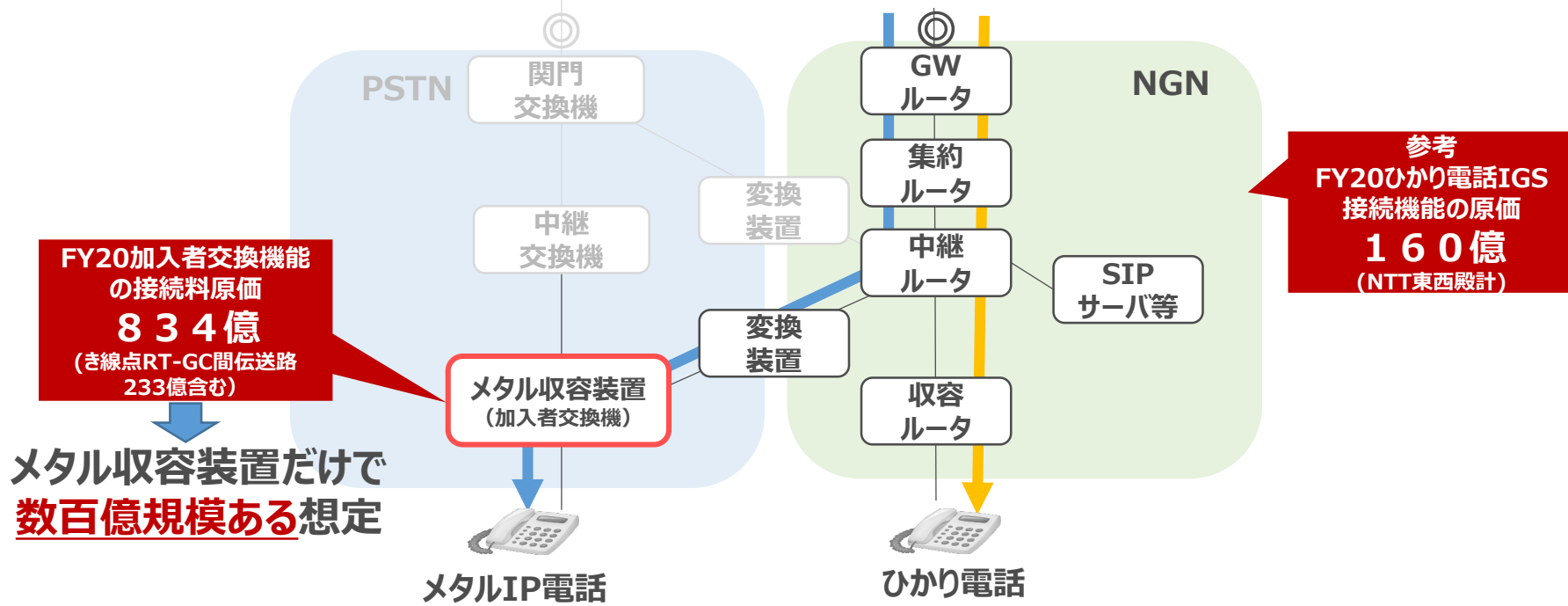


基地局数は多く、加入者数が少ない
(相対比較)

仮に、置局数≒コストが同等であったとしても、通常、規模の経済により
契約者シェアの高い（市場支配力が強い）事業者が優位
⇒ **対称規制は当該事業者以外の事業者が不利益を被り競争を歪める**

精算の簡便性の観点からは同一接続料が望ましい
ただしコストの大部分を占めるメタル收容装置について、
将来のコスト予測を行った上で接続料の在り方を議論すべき

	メタル收容装置	メタルIP電話	ひかり電話
案1	低廉化する場合	同一接続料 (実際費用)	
案2	低廉化しない場合	同一接続料 (モデル)	
案3		モデル	実際費用



EOF